

風向風速計仕様書

本仕様書は、「令和 8 年度大気汚染常時監視整備機器に係る賃貸借業務」において堺市の大気汚染常時監視測定局に設置する風向風速計（風向風速計発信器及び記録計）について定めるものである。

1 仕様

(1) 風向風速計発信器

- ・型式 風車型
- ・測定範囲 風向：全方位
風速：0.4～20m/s
- ・測定精度 風向：±3° 以内
風速：10m/s 以下で±0.3m/s 以内、10m/s 超で±3%以内
- ・起動風速 0.4m/s 以下
- ・耐風速 90m/s 以上
- ・その他 気象業務法の気象測器検定を受けること。

(2) 記録計

- ・型式 アナログ式（インクパッド打点記録）
- ・その他 既存の風向風速計発信器に適合するものであること。

2 テレメータ接続

- (1) 出力信号 0～540°（風向）及び0～20m/s（風速）に対してアナログ DC 0-1V/FS
- (2) 接点出力信号 調整中信号 保守時には調整信号が出せること。
調整中 メーク
計器異常信号 校正不能等異常時 メーク
- (3) 接点入力信号 リセット信号 テレメータ信号がメーク時（正常時）この信号により1時間積算を終了開始すること。
発信時信号 メーク
テレメータ信号 テレメータが正常時はメーク信号、異常時はオープン信号、異常時は内蔵タイマーにより1時間積算を終了開始すること。
- (4) 接続 既存の測定装置に接続しているテレメータ配線を納品装置に接続して動作確認し、正常動作させること。不具合がある場合は納品装置にて措置すること。
- (5) その他 各信号は堺市のテレメータ装置の仕様に適合させること。また、環境省の「環境大気自動測定機のテレメータ取り合いの共通仕様（改訂版）」に適合し、デジタル出力が可能な測定機器であること。

3 設置方法

既存の装置を撤去後、原則として同じ位置に新たに付けること。なお、撤去後の

装置の処分は本業務に含まないが、堺市が指定する場所へ搬出すること。

データロガーについては既存のものを使用すること。

4 消耗品及び取替え部品

12 か月間測定に必要な消耗品及び1年間で保守交換する部品を1年分納品すること。

5 保証期間

保証期間は納入検査合格の日から12か月間とする。この期間に生じた故障等は機種メーカーが無償で修理を行い、その故障修理に対して修理後1年間保証すること。

6 台数

- ・ 風向風速計発信器 5台
- ・ 記録計 3台

7 納品設置場所

(1) 風向風速計発信器

- ・ 少林寺局 堺市堺区少林寺町東 4-1-1 少林寺小学校内
- ・ 浜寺局 堺市西区浜寺船尾町西 5-60 浜寺中学校内
- ・ 金岡南局 堺市北区金岡町 1182-1 金岡南小学校内
- ・ 若松台局 堺市南区若松台 3-34-1 若松台中学校内
- ・ 遠里小野測定室 堺市堺区遠里小野町 4-174 独立局舎

(2) 記録計

- ・ 三宝局 堺市堺区三宝町 5-286 三宝小学校内独立局舎
- ・ 石津局 堺市西区浜寺石津町中 2-3-28 浜寺石津小学校内
- ・ 美原局 堺市美原区小平尾 390 美原中学校内独立局舎

8 納品設置期限

堺市と調整の上、令和8年10月12日までに納品設置すること。

以下余白